

学校独自検査問題は著作権の対象となっており、著作権法で保護されています。「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用等することはできません。

平成 29 年度

公立高等学校入学者選抜

【前期選抜】

問 題

(仙台第二高等学校)

小 論 文 I

(第 4 時 13:00～13:50)

第一問 日本の農業について、Ⅰ、Ⅱの問いに答えなさい。

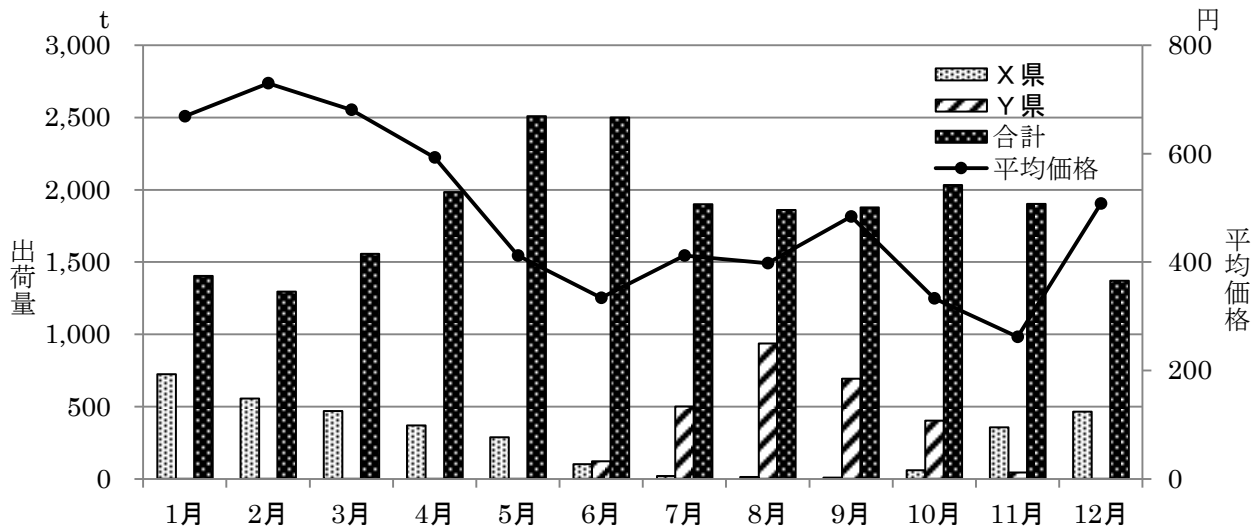
Ⅰ 【資料1】は、米・ピーマン・ぶどう・肉用牛の生産上位5都道府県とその生産量を示したものである。【資料2】は、東京にある卸売市場へのピーマンの月別出荷量の全国合計とX県とY県からの月別出荷量、および東京にある卸売市場での1kgあたりの月別平均価格を示したものである。このことについて、あとの(1)、(2)の問いに答えなさい。

【資料1】米・ピーマン・ぶどう・肉用牛の生産上位5都道府県とその生産量（2015年）

米		ピーマン		ぶどう		肉用牛	
都道府県	生産量(t)	都道府県	生産量(t)	都道府県	生産量(t)	都道府県	生産量(t)
新潟	619,200	茨城	33,200	山梨	41,400	A	90,470
A	602,600	宮崎	26,800	長野	28,300	C	48,032
秋田	522,400	高知	12,600	B	18,200	東京	44,507
B	400,900	C	11,900	岡山	16,300	兵庫	26,398
福島	365,400	岩手	7,230	福岡	8,330	宮崎	22,959

（『データでみる県勢 2017年版』(矢野恒太記念会)より作成）

【資料2】東京にある卸売市場へのピーマンの月別出荷量の全国合計とX県とY県からの月別出荷量、および東京にある卸売市場での1kgあたりの月別平均価格（2015年）



（「東京都中央卸売市場統計」より作成）

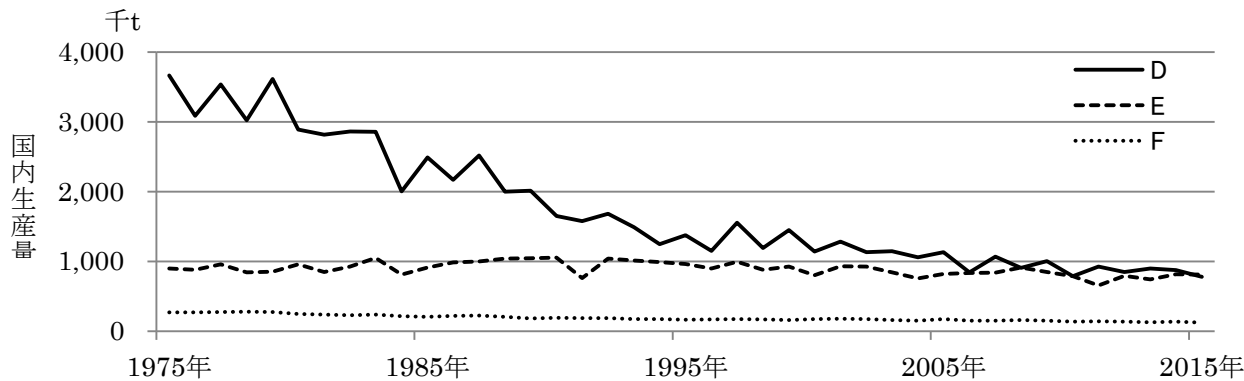
(1) 【資料1】中のA～Cに該当する都道府県の正しい組み合わせを、次のア～カから1つ選び、記号で答えなさい。

	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A	北海道	北海道	山形	山形	鹿児島	鹿児島
B	山形	鹿児島	北海道	鹿児島	北海道	山形
C	鹿児島	山形	鹿児島	北海道	山形	北海道

(2) 【資料2】中のX県とY県は、宮崎県か岩手県のいずれかである。X県とY県に該当する県名を答えなさい。また、そのように判断した理由を、気候と栽培方法、月別平均価格にふれながら、100字以内で説明しなさい。

Ⅱ 【資料3】は、果実D～Fの国内生産量の推移を、【資料4】は、果実D～Fの生産上位5都道府県と全国合計に占める割合を示したものである。また、【資料5】は、果実全体の国内生産量と輸入量、および自給率の推移を示したものである。このことについて、あとの(1)、(2)の問いに答えなさい。

【資料3】果実D、E、Fの国内生産量の推移



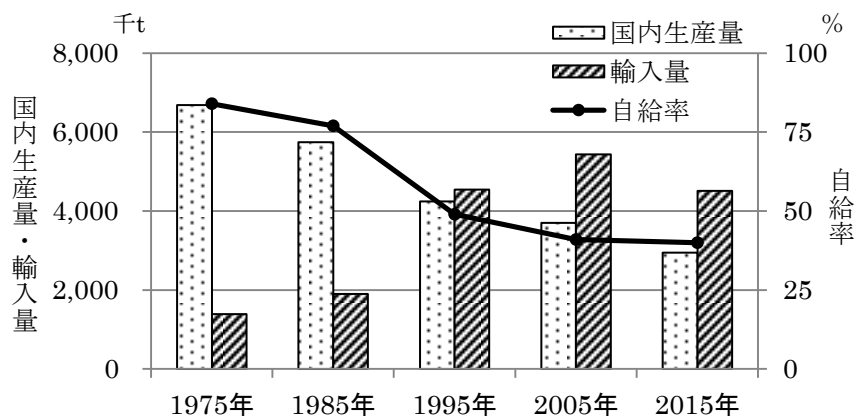
(『数字でみる日本の100年改訂第6版』(矢野恒太記念会) および「果樹生産出荷統計」(農林水産省) より作成)

【資料4】果実D、E、Fの生産上位5都道府県と全国合計に占める割合(2015年)

D		E		F	
都道府県	割合(%)	都道府県	割合(%)	都道府県	割合(%)
和歌山	20.6	青森	57.9	山梨	31.7
愛媛	15.6	長野	19.4	福島	21.8
静岡	13.0	山形	6.2	長野	13.0
熊本	9.6	岩手	6.0	和歌山	7.8
長崎	6.9	福島	3.2	山形	6.7

(「果樹生産出荷統計」(農林水産省) より作成)

【資料5】果実全体の国内生産量と輸入量、および自給率の推移



(『数字でみる日本の100年改訂第6版』(矢野恒太記念会) および「食料需給表」(農林水産省) より作成)

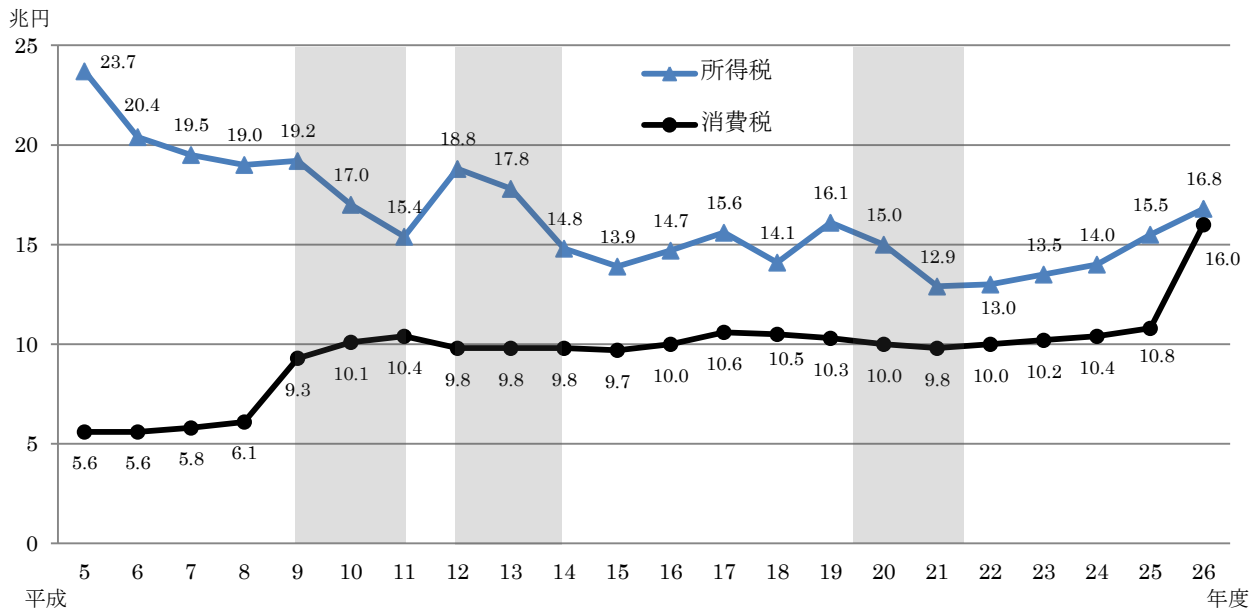
(1) 【資料3】と【資料4】をみて、D～Fに該当する果実名を次のサ～ソの中からそれぞれ1つずつ選び、記号で答えなさい。

サ 日本なし シ もも ス みかん セ おうとう(さくらんぼ) ソ りんご

(2) 【資料5】をみて、日本において果実の自給率が低下した理由を、国内生産量と輸入量の変化の背景にふれながら、100字以内で説明しなさい。

第二問 租税について、あとの(1)～(3)の問いに答えなさい。

【資料1】所得税と消費税の税収額推移

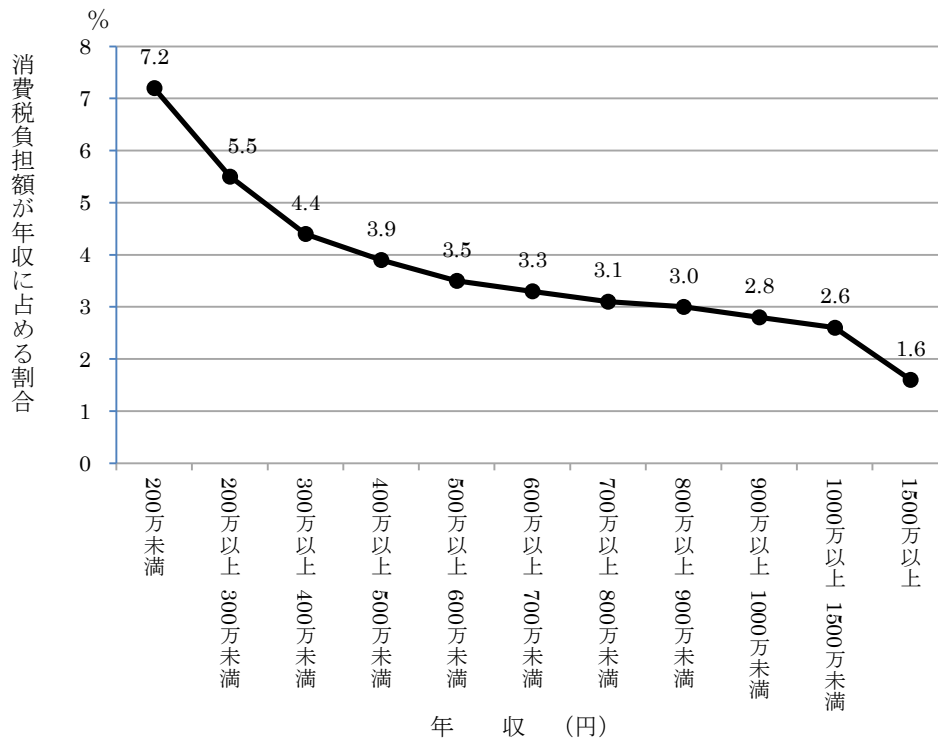


(『もっと知りたい税のこと』および『税に関する18の質問』(ともに財務省)より作成)

※1 グラフ中の網掛け部分は「景気後退期」を表す。

※2 消費税率は、平成9年度に3%から5%に、平成26年度に5%から8%に引き上げられた。

【資料2】消費税負担額が年収に占める割合 (2015年)



(「年収でこんなに違う 所得・消費税、あなたの負担は」(日本経済新聞電子版 2016年2月23日)より作成)

【資料3】主要国の付加価値税（消費税）率および例外品目（2016年1月現在）

		日本	フランス	ドイツ	イギリス	スウェーデン
	標準税率	8%	20%	19%	20%	25%
例外品目	非課税とする品目	なし	なし	なし	食料品、水道水、新聞、雑誌、書籍、国内旅客輸送、医薬品、居住用建物の建築、障害者用機器等	医薬品（医療機関による処方）等
	税率を軽減する品目	なし	旅客輸送、肥料、宿泊施設の利用、外食サービス等（10%） 書籍、食料品等（5.5%） 新聞、雑誌、医薬品等（2.1%）	食料品、水道水、新聞、雑誌、書籍、旅客輸送、宿泊施設の利用等（7%）	家庭用燃料および電力等（5%）	食料品、宿泊施設の利用、外食サービス等（12%） 新聞、書籍、雑誌、スポーツ観戦、映画、旅客輸送等（6%）

（「主要国の付加価値税の概要」（財務省）より作成）

- (1) 【資料1】から読みとれる、所得税と比べたときの消費税の税収面での長所を、50字以内で説明しなさい。
- (2) 租税の徴収には公平性が求められる。【資料2】を参考に、消費税の公平な点と不公平な点について、不公平が生じる理由についてもふれながら、150字以内で説明しなさい。
- (3) 消費税には(1)のような長所もあるが、(2)のような不公平を生じさせるという問題点もあるため、この問題への対処法として【資料3】のように例外品目を設けている国がある。このような例外品目はどのような基準で選ばれるべきだと考えるか、また、このように例外品目を設けることで起こりうる問題は何か、100字以内で説明しなさい。

第三問 17～19世紀にかけての日本と外国との関係について、あとの(1)～(3)の問いに答えなさい。

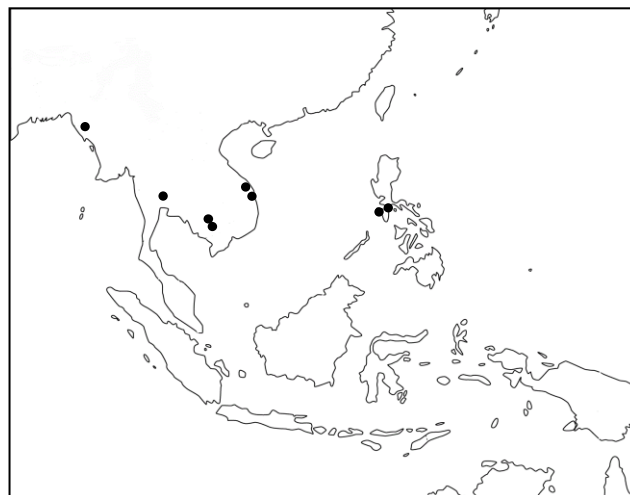
【資料1】幕府が出した証書



(注) 呂宋國：ルソン国

(国立公文書館蔵)

【資料2】17世紀初めの日本町の所在地(地図中の●)



【資料3】長崎貿易をめぐる政策

□ X □の経済政策として忘れてならないのは、なんといっても長崎貿易の振興政策であろう。幕府は十七世紀前半の寛永の鎖国以後、段階を追って順次貿易を縮小してきた。輸出する金銀などの鉱山資源が涸渇したことがその大きな理由であった。

ところが□ X □は、金銀が不足しているのなら逆にそれを輸入すればよいと考えた。その代わりに、銅や俵物(煎海鼠・干鮑・鱧鱈)を輸出にふりむけ、大いに長崎貿易を拡大しようとした。従来の伝統的な発想とはまるで逆である。そこで積極的に銅山の開発や、俵物の生産を奨励したのである。

(注) 涸渇：尽きてなくなる

(竹内 誠著『大系日本の歴史⑩』(小学館)より)

いりこ：干したなまこ

【資料4】外国船に関わるできごと

年代	できごと
1808年	イギリスの軍艦フェートン号が、オランダ船を追って長崎湾内に侵入し、食料・燃料を奪って退去する事件が起きた。
1824年	食料・燃料を求めて上陸したイギリス船の乗組員が、水戸藩に捕らえられる事件が起きた。 宝島に上陸し、牛を奪おうとしたイギリス船の乗組員を、島民が射殺する事件が起きた。
1837年	日本人漂流民の返還と通商が目的で来航したアメリカ船モリソン号が、浦賀と山川で砲撃される事件が起きた。

【資料5】1842年に幕府が出した法令

外国船が暴風に遭遇し、漂流して食物・燃料を求めてきたとき、事情がわからないまま直ちに打ち払うのは、適切な処置とは言えない。そこで、これまでの法令を改める。外国船を見かけたならば、よく事情を取り調べ、希望の品を与えて帰国するように言い聞かせなさい。

(『徳川禁令考』より作成)

- (1) 17世紀初めに、幕府が行なった外交政策とその影響について、【資料1】と【資料2】をもとに、100字以内で説明しなさい。
- (2) 幕府が鎖国体制を続けるなか、【資料3】にあるような長崎貿易をめぐる政策を打ち出したのは誰か。文章中の に該当する人物名を、漢字で答えなさい。
- (3) 相次ぐ外国船の出現に対する幕府の外交政策の変化について、【資料4】と【資料5】をもとに、当時の東アジア情勢にもふれながら、100字以内で説明しなさい。